



がいこくじんじゅうみんのための
かわさきくせい かつ べんり が い ど
川崎区生活便利ガイド
致外国人居民的川崎区生活便利指南



川崎市

川崎区役所

Kawasaki Ward Office

2024年1月発行

2024年1月发行

もくじ	
区役所と支所の区域	5P
第1章 外国語対応の相談窓口と情報収集ができるところ	7P
1 川崎市コンタクトセンター「ワンキョーニールかわさき」	7P
2 多文化共生総合相談ワンストップセンター（外国人窓口相談・川崎市国際交流センター）	7P
3 外国人相談支援窓口（かわさき多文化共生プラザ）	9P
4 外国語窓口相談（ふれあい館）	9P
5 ペトナム通相談（川崎県民センター）	11P
6 情報収集ができるホームページ	11P
第2章 緊急の事態のとき	13P
1 急な病気やけがで救急車を呼ぶときは	13P
2 火事がおきて消防車を呼ぶときは	13P
3 交通事故にあつたときや、盗難や暴力などの犯罪にあつて警察を呼ぶときは	15P
4 病院の探し方、病院のかかり方	15P
(1) ホームページで医療機関を探す	15P
(2) 電話で医療機関を探す（救急医療情報センター）	17P
(3) 川崎区内で休日や夜間に初期診療を受けられるところ	17P
(4) 問診表	19P
(5) 地震や大雨などの災害に備える	19P
(1) 地震に備える	19P
(2) 大雨に備える	23P
第3章 川崎區で暮らす（住民登録、引っ越しの手続き、印鑑の登録、その他の届出、証明書など）	25P
1 川崎區に住み始めたら、「住民登録」をしてください。	25P
2 川崎區の中で引っ越したときや川崎市内の他の區に引っ越したときは、「転居届」を出してください。	25P
3 川崎市内に引っ越すときは「転出届」を出してください。	25P
4 「印鑑登録」とある印鑑が必要なきがあります。	27P
5 「住民票（住民登録の証明書）」、「印鑑登録証明書」を発行してもらうことができます。	27P
6 「出生届」、「死亡届」、「婚姻届」、「離婚届」	27P
第4章 川崎區で暮らす（税金）	29P
1 「住民税」	29P
2 「軽自動車税」	29P
3 「固定資産税・都市計画税」	29P
4 「納税証明書」、「課税額証明書」、「非課税証明書」を発行してもらうことができます。	31P
第5章 川崎區で暮らす（健康保険）	33P
1 「国民健康保険」に入るには	33P
2 加入を証明する書類が交付されます。	33P
3 「保険料」の払い方	35P
第6章 川崎區で暮らす（年金）	37P
1 「国民年金」に入るには	37P
2 「保険料」の払い方	37P
第7章 子育て	39P
1 妊婦したら	39P
(1) 「母子健康手帳」をもらう	39P
(2) 「妊婦健診」を受ける	39P

目次	
区役所と支所の区域	6P
第1章 可以利用外国語咨询, 以及收集信息的地方	8P
1 川崎市联络中心「Thank You Call Kawasaki」	8P
2 多元文化共生综合咨询 one-stop center（外国人咨询窗口「川崎市国际交流中心」）	8P
3 外国人咨询支援窗口（川崎多元文化共生广场）	10P
4 外国语窗口咨询（「福爱馆」）	10P
5 越南语咨询（「川崎县民中心」）	12P
6 可以收集信息的网页	12P
第2章 紧急情况的时候	14P
1 因患急病或受伤 叫救护车时	14P
2 发生火灾 叫消防车时	14P
3 遭遇交通事故、被盗、被殴打、被踹 叫警察时	16P
4 医院的查找方法、如何去医院的方法	16P
(1) 通过网页查找医院	16P
(2) 打电话查找医院（急救医疗信息中心）	18P
(3) 在休息日或夜间想问诊时	18P
(4) 问诊表	20P
5 为地震、大雨（海啸、台风、洪水）等灾害做准备	20P
(1) 为地震做准备	20P
(2) 为大雨做准备	24P
第3章 在川崎區的生活（居民登录、迁居手续、印章登录、其它申报＜向役所申报＞证明书等）	26P
1 在川崎區开始居住了, 请办理「居民登录」。	26P
2 在川崎區内的迁居, 在川崎市内迁居其它区时, 请提交「迁居申报」。	26P
3 迁居到川崎市外时, 请提交「迁出申报」。	26P
4 已做「印章登记」的（印章）有使用的时候。	28P
5 可以领取「居民票」「印章登记证明书」。	28P
6 「出生申报」「死亡申报」「婚姻申报」「离婚申报」	28P
第4章 在川崎區生活（税金）	30P
1 「居民税」	30P
2 「小排量汽车税」	30P
3 「固定资产税・城市规划税」	30P
4 可以领取发行的「纳税证明书」、「课税额证明书」、「非课税证明书」。	32P
第5章 在川崎區生活（健康保险）	34P
1 加入「国民健康保险」	34P
2 将送交证明加入的资料。	34P
3 「保险金」的缴纳方法	36P
第6章 在川崎區生活（养老金）	38P
1 加入「国民养老金」	38P
2 「保险费」的缴纳方法	38P
第7章 育儿＜养育孩子＞	40P
1 怀孕时＜怀婴儿了＞	40P
(1) 领取「母子健康手册」	40P
(2) 接受「孕检」	40P

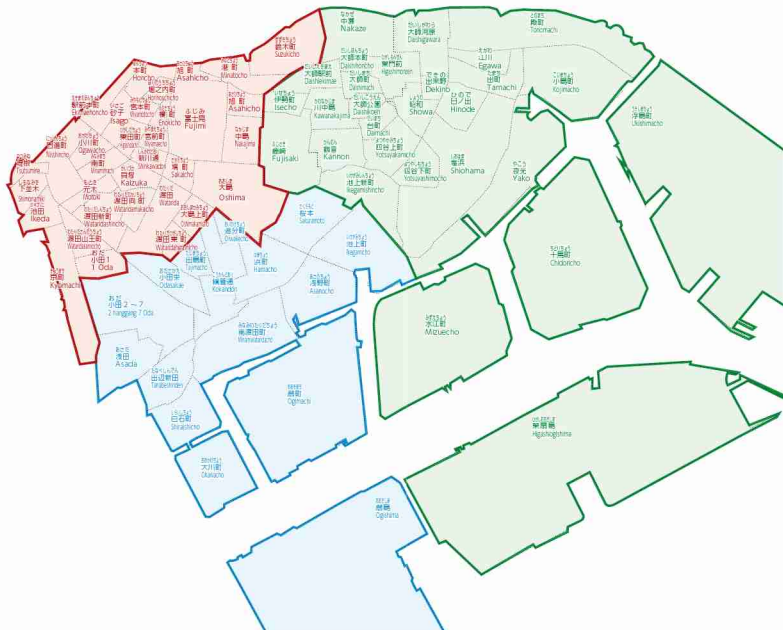
(3) 「両親学級」に参加する	39 P
2 出産したら	41 P
(1) 「出生届」を出す。	41 P
(2) 「出産育児一時金」の手続きをする。	41 P
(3) 「児童手当」の手続きをする。	43 P
(4) 「小児医療費助成」の手続きをする。	43 P
3 育児	45 P
(1) 「新生児訪問」	45 P
(2) 「乳幼児健診」	45 P
(3) 「予防接種」	45 P
4 子育て施設（保育所・幼稚園・地域子育て支援センターなど）	47 P
5 子育てサロン・母親クラブ	49 P
(1) 子育てサロン	49 P
(2) 母親クラブ	49 P
6 ひとり親家庭支援	51 P
(1) ひとり親家庭医療費助成	51 P
(2) 児童扶養手当	51 P
7 教育	53 P
(1) 「小学校」・「中学校」	53 P
(2) 日本語を母語としない子どもの相談	55 P
(3) わくわくプラザ	55 P
(4) こども文化センター	55 P
(5) 図書館（川崎図書館・大師分館・田島分館）	57 P
(6) 市民館（教育文化会館・大師分館・田島分館）	57 P
第8章 福祉	59 P
1 高齢者のための福祉サービス	59 P
2 後期高齢者医療制度	59 P
3 介護保険	61 P
4 障害者のための福祉サービス	61 P
第9章 水道・電気・ガス・ごみの出し方など	63 P
1 ごみの出し方	63 P
2 水道・電気・ガス	63 P
3 自転車の交通ルール	65 P
4 自転車などの放置禁止	65 P
第10章 川崎区役所などの業務窓口の一覧	67 P
第11章 区内の主な公共施設	79 P

(3) 参加「父母学習班（班級）」	40 P
2 嬰孩子出生時	42 P
(1) 提交「出生申报」	42 P
(2) 办理领取「分娩育儿一次性津贴」手续	42 P
(3) 办理领取「儿童津贴」手续	44 P
(4) 办理「小儿医疗费补助」手续	44 P
3 育児	46 P
(1) 「访问新生儿」	46 P
(2) 「婴幼儿体检」	46 P
(3) 「预防接种」	46 P
4 育児施設（保育所・幼儿园・地区育児支援中心等）	48 P
5 育児沙龙・母亲俱乐部	50 P
(1) 育児沙龙	50 P
(2) 母亲俱乐部	50 P
6 「单亲家庭支援」	52 P
(1) 单亲家庭医疗费补助	52 P
(2) 儿童抚养津贴	52 P
7 教育	54 P
(1) 「小学」・「中学」	54 P
(2) 日语非母语儿童的咨询	56 P
(3) 「WakuWaku 广场」令人兴奋的广场	56 P
(4) 「孩子文化中心」	56 P
(5) 图书馆（川崎图书馆・大师分馆・田岛分馆）	58 P
(6) 市民馆（教育文化会馆・大师分馆・田岛分馆）	58 P
第8章 福利（为高龄人的服务机制）	60 P
1 为高龄人的服务	60 P
2 「后期高龄者医疗制度」	60 P
3 「看护保险」	62 P
4 为残疾者的福利服务（为上年纪人的服务和机制）	62 P
第9章 水道 电 煤气 垃圾的扔出方法等	64 P
1 垃圾的扔出方法	64 P
2 自来水，电，煤气	64 P
3 自行车的交通规则	66 P
4 禁止停放自行车等	66 P
第10章 川崎区役所等的业务窗口一览	68 P
第11章 区内主要的公共设施	79 P

川崎区には、川崎区役所地区、大師地区、田島地区の3つの管区があります。それぞれ
川崎区役所、大師支所、田島支所の3つの庁舎があります。

在川崎区内,有川崎区政府地区、大师地区、田岛地区等3个管辖区。在中央地区有川崎区役所,在大师地区有大师支所,在田岛地区有田岛支所等3个厅所。

川崎市役所管内	
川崎市役所管轄内	
旭町 Asahi-cho	中島 Nakajima
池田 Ikeda	日進町 Nissin-cho
砂子 Isago	東田町 Higashida-cho
駅前本町 Ekimaehon-cho	富士見 Fujimi
榎町 Enoki-cho	堀之内町 Horinouchi-cho
大島 Oshima	本町 Honcho
大島上町 Oshima-kamicho	Minatocho
小川町 Ogawa-cho	南町 Minamimachi
小田 1 Oda	宮前町 Miyamae-cho
金澤 Kaizuka	宮本町 Miyamoto-cho
京町 Kyomachi	元木 Motoki
桑町 Sakai-cho	渡田 Watarida
下並木 Shimo-namiki	渡田山王町 Watarida-sanno-cho
新川渡 Shinkawa-dori	渡田新町 Watarida-shincho
鈴木木 Suzuki-cho	渡田東町 Watarida-higashi-cho
堤根 Tsutsumine	渡田西町 Watarida-mukai-cho



大師支所管内 大師支所管轄内	
いけがみしんちよう 池上新町 Ikegaminshincho	だいしほんちよう 大師本町 Daishihoncho
いさつちよう 伊勢町 Isecho	たいち 台町 Daimachi
うきはしんちよう 河内町 Ukishimacho	ちよひちよう 千鳥町 Chidoricho
えがわ 江川 Egawa	できの 出来野 Dekino
かわなかじま 川中島 Kawanakajima	ねんち 殿町 Tonomachi
かんのん 観音 Kannon	なかざ 中蔵 Nakaze
こじまち 小島町 Kojimacho	ひがしぎよしま 東扇島 Higashigioshima
しおはま 石浜 Shiohama	かきもんぜん 東門前 Higashimonzen
しやうわ 昭和 Showa	しろの出 白ノ出 Hinode
たまち 田町 Tamachi	ふじさき 藤崎 Fujisaki
だいしへくまい 大師町 Daishiekimae	みづえちよ 水江町 Mizuecho
だいしぎわら 大師河原 Daishigawara	よか 夜光 Yako
だいしこう 大師公園 Daishikoen	よこすかちま 四谷上町 Yotsuyakamicho
だいしちま 大師町 Daishimachi	よこすかしもち 四谷下町 Yotsuyashimochi

五反田しよきふなひ 田島支所管内 田島支所管轄内			
あさのちよ	あさのちよ	おださかえ	たにべしんでん
荒田	扇町	小田栄	田町
Asada	Tegimachi	Odasakae	Tajimacho
あさのちよ	あさのちよ	おださかえ	たにべしんでん
浅野町	大川町	菊間通	田辺新田
Asano-cho	Okawa-cho	Kokandori	Tanabeshinden
いけがみちよ	いけがみちよ	あそ	あそ
池上町	扇島	桜本	末町
Ikegami-cho	Ogishima	Sakuramoto	Hamacho
おひわきちよ	おひわきちよ	おひわきちよ	おひわきちよ
分町	小田 2 ~ 7	白石町	新渡田町
Oiwake-cho	2 hanganna 7 Od.	Shiraishicho	Minamiwataridacho

第1章 外国語対応の相談窓口と情報収集ができるところ



1 川崎市コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」

「サンキューコールかわさき」では、川崎市の市政に関する問合せ、意見、相談などを受け付けています。無料です。

多言語対応

「英語」は、電話、ファクス、電子メール、手紙での相談に対応しています。「中国語」、「韓国・朝鮮語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」、「フィリピン語」については、「利用者」「サンキューコールかわさき」「多言語通訳センター」の三者間通話により、電話のみ対応しています。

問合せ先（毎日8:00～21:00）

☎ 044-200-3939



▲詳細（HP）

2 多文化共生総合相談ワンストップセンター（外国人窓口相談・川崎市国際交流センター）

毎日の生活で困っていることや悩んでいることを相談できます。無料です。直接来所が電話、メール、オンラインで相談ができます。また、川崎市国際交流センターでは、多言語で国際交流に関する情報や生活情報を提供しています。

多言語対応

「英語」、「中国語」、「韓国・朝鮮語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」、「フィリピン語」、「ベトナム語」、「タイ語」、「インドネシア語」、「ネパール語」、「やさしい日本語」で相談ができます。

窓口・問合せ先（月曜日～土曜日9:00～17:00）

川崎市国際交流センター（中原区木月祇園町2-2）☎ 044-455-8811

メール：soudan39@kian.or.jp



▲詳細（HP）

第1章 可以用外国語咨询，以及收集信息的地方



1 川崎市联络中心「Thank You Call Kawasaki」

「Thank You Call Kawasaki」，可以对川崎市提问、提意见、咨询等。免费。

多语种对应（用外国语可以做的事情）

「英语」，有使用电话、传真、电子短信、书信咨询的应对。关于「中文」、「韩国・朝鲜语」、「葡萄牙语」、「西班牙语」、「菲律宾语」、是只有使用「利用者」、「Thank You Call Kawasaki」、「多语种口译中心」三者间通话的电话应对。

询问处（每天8:00～21:00）

☎ 044-200-3939



▲详情（网页）

2 多元文化共生综合咨询 one-stop center（外国人咨询窗口「川崎市国际交流中心」）

可以咨询每天生活中困惑和烦恼的事宜。免费。可以直接来所、或打电话、发电子短信、在线咨询。另外，在川崎市国际交流中心，提供多语种版的有关国际交流的信息和生活信息。

多语种对应（用外国语可以做的事情）

可以用「英语」、「中文」、「韩国・朝鲜语」、「葡萄牙语」、「西班牙语」、「菲律宾语」、「越南语」、「泰国语」、「印度尼西亚语」、「尼泊尔语」、「简单日语」咨询。

窗口・询问处（月窗口・询问处9:00～17:00）

川崎市国际交流中心（中原区木月祇園町2-2）☎ 044-455-8811

电子短信：soudan39@kian.or.jp



▲详情（网页）

3 外国人相談支援窓口（かわさき多文化共生プラザ）

多言語での生活相談のほか、情報提供や通訳・翻訳を提供しています。無料です。
直接来所か電話、ホームページの受付フォーム、オンラインで相談できます。

※オンライン相談は予約が必要です。

行政書士による在留資格などについての相談や、出入国在留管理庁職員による在留手続などについての相談も行っています。

・行政書士相談…毎月第2火曜日 13:30～16:30（オンライン相談は予約が必要）
・出入国在留管理庁相談…毎月第3金曜日 13:00～16:00（予約が必要）

多言語対応

「英語」、「中国語」、「フィリピン語」、「スペイン語」、「ベトナム語」、「ネパール語」で相談できます。
※相談スケジュールはホームページを確認してください。相談したい言語の相談員がいない日でも通訳サービスを利用して相談できます。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日8:30から17:00）

かわさき多文化共生プラザ（川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎2階）

☎ 044-200-1520

※電話相談は9:00～17:00

※土日・祝日・年末年始は休みです。



▲詳細（HP）

4 外国語窓口相談（ふれあい館）

ふれあい館は、日本人と在日外国人が子どもからお年寄りまで相互のふれあいを進める施設です。毎日の生活で困っていることや悩んでいることを無料で相談できます。また、火曜日と金曜日は、日本語の勉強ができます。教材費などのお金が必要です。

窓口・問合せ先（①月曜日～土曜日 9:30～21:00 ②日曜日・祝日 9:30～18:00）

ふれあい館（川崎区桜本 1-5-6） ☎ 044-276-4800

3 外国人相談支援窓口（川崎多文化共生广场）

除了多种语言的生活咨询之外，还免费提供各种信息、口译和翻译。可以直接来所咨询，或者通过电话，官网受理表格，在线咨询方式咨询。
※在线咨询需要预约。

还受理行政书士对于在留资格等的咨询，出入国在留管理厅职员的在留手续等的咨询。

- ・行政书士咨询・・・毎月第2个周二13:30～16:30（在线咨询需要预约）
- ・出入国在留管理厅咨询・・・毎月第3个周五13:00～16:00（需要预约）

多语种对应（用外国语可以做的事情）

可以用“英语”、“中文”、“菲律宾语”、“西班牙语”、“越南语”、“尼泊尔语”进行咨询。
※咨询日程请参阅官网。在咨询使用语言无咨询员日期也可以利用翻译服务进行咨询。

窗口、咨询处（周一至周五8:30至17:00）

川崎多文化共生广场（川崎区东田町5-4 川崎市政府第3庁舎2楼）

☎ 044-200-1520

※电话咨询为9:00～17:00

※周末、节日、年末年初休息。



▲详情（网页）

4 外国語窓口相談（「福愛館」）

福愛館是为日本人与外国人的和睦相处举办各种活动的场所。可以免费咨询，每天生活中的为难事情和烦恼事情。在周二和周五可以学习日语。教材费等需交费用。

窗口・咨询处（①周一～周六 9:30～21:00 ②周日、节日 9:30～18:00）

福愛館（川崎区桜本 1-5-6） ☎ 044-276-4800

5 ベトナム語相談（川崎県民センター）

毎日の生活で困っていることや悩んでいることをベトナム語で相談できます。無料です。

窓口・問合せ先（木曜日 9:00～12:00、13:00～16:00）

川崎県民センター（幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 2 階） ☎ 044-549-0047

6 情報収集ができるホームページ

- ・川崎市ホームページ「がいこくじんのかたへ」
川崎市からのお知らせや生活に必要な手続きを、やさしい日本語で発信しています。



▲詳細（HP）

- ・川崎市国際交流センター
多言語相談窓口、生活情報、イベント・講座情報等を多言語ニュースレター「ハローかわさき」で発信しています。



▲詳細（HP）

- ・出入国在留管理庁
「在留資格」「ビザ」などの相談や手続きができます。



▲詳細（HP）

- ・外国人生活支援ポータルサイト（出入国在留管理庁）
日本で安心して生活したり、働いたりするために必要なことや大事なことを、お知らせしています。



▲詳細（HP）

5 越南語咨询（「川崎县民中心」）

可以用越南语咨询每天生活中困惑和烦恼的事宜。免费。

窗口・询问处（周四 9:00～12:00、13:00～16:00）

川崎县民中心（幸区堀川町 580 Soriddo Square 东馆 2 楼） ☎ 044-549-0047

6 可以收集信息的网页

- ・川崎市简单日语版网页「致外国人」
用简单易懂的日语发送来自川崎市的通知和在生活中必要手续的信息。



▲详情（网页）

- ・川崎市国际交流中心
多语种咨询窗口，登载各种对生活有帮助的信息。在网页中的「Hello Kawasaki」登载着川崎市的多语种新闻。



▲详情（网页）

出入国在留管理所
「在留资格」「签证」等的咨询和可以办理手续



▲详情（网页）

- ・外国人生活支援门户网站（出入国在留管理庁）
通知为在日本安心生活、工作所必要的事宜和重要的事宜。



▲详情（网页）

急な病気やけがで救急の治療が必要なとき、火事がおきたとき、交通事故や盗難にあつたとき、暴力を受けたときは、電話で救急車、消防車、警察を電話で呼ぶことができます。

1 急な病気やけがで救急車を呼ぶときは…☎ 119



無料です。365日24時間対応しています。

119番通報は、電話通訳センターを介した三者間同時通話ができます。

対応言語は「英語」「中国語」「韓国・朝鮮語」「ポルトガル語」「スペイン語」「ベトナム語」です。

<伝えること>

- ・救急です。
- ・急病人（けが人）がいる場所の住所
- ・急病人（けが人）がいます。（急病人はあなたの場合もあります。）
- ・具体的な病気やけがの内容
- ・あなたの名前と電話番号

※ 病気やけがでも、自分で病院へ行けるときは、病院を探して、自分で病院に行ってください。
探し方は「4 病院の探し方、病院のかかり方」を見てください。

2 火事がおきて消防車を呼ぶときは…☎ 119



無料です。365日24時間対応しています。

119番通報は、電話通訳センターを介した三者間同時通話ができます。

対応言語は「英語」「中国語」「韓国・朝鮮語」「ポルトガル語」「スペイン語」「ベトナム語」です。

<伝えること>

- ・火事です。
- ・火事が起きている場所の住所
- ・燃えているものは何か。けが人や逃げ遅れはいるか。
- ・あなたの名前と電話番号（消防車を呼ぶ他に、大きな声で「火事だ！」と言って、近くの人に知らせてください。）

因患急病或受伤，自己不能去医院时可以打电话叫救护车<救助患急病和受伤的人的车辆>。发生火灾时可以打电话叫消防车<灭火的车辆>。遭遇交通事故、被盜、被殴打、被踹时可以叫警察。免费。每天24小时可以打电话。

1 因患急病或受伤 叫救护车时…☎ 119



免费。365天24小时应对。119 报警、可以经由电话口译中心进行三者间同时对话。使用语言为“英语”“中文”“韩国·朝鲜语”“葡萄牙语”“西班牙语”“越南语”。

<传达事情>

- ・急救
- ・急病人（受伤的人）所在场所的地址
- ・有急病人<患急病的人>（受伤的人）。（急病人也有是本人的情况。）
- ・详细讲述病情和受伤的样子
- ・你的名字和电话号码

※ 患病或受伤，自己也可以去医院时，请查找医院后自己去医院。请看查找方式「4 查找医院的方式，去如何医院的方式」

2 发生火灾 叫消防车时…☎ 119



免费。365天24小时应对。119 报警、可以经由电话口译中心进行三者间同时对话。使用语言为“英语”“中文”“韩国·朝鲜语”“葡萄牙语”“西班牙语”“越南语”。

<传达事情>

- ・火灾。
- ・发生火灾的场所的地址
- ・正在燃烧的是何物。是否有受伤和未及时逃离人员。
- ・你的名字和电话号码（除叫消防车之外，请大声喊“着火啦！”通知附近的人）

3 交通事故にあったときや、

盗難や暴力などの犯罪にあって警察を呼ぶときは… 110

無料です。365日24時間対応しています。



<伝えること>

- ・事故（犯罪）にありました。
- ・具体的な事故や犯罪の内容
- ・事故（犯罪）がおきた場所の住所
- ・あなたの名前と電話番号

（街には、24時間警察官がいる交番や警察署があります。交番や警察署では盗難や暴力にあったとき、交通事故にあったとき、落とし物をしたときなどに相談することができます。）

4 病院の探し方、病院のかかり方



病气やけがをした時に自分で行ける近くの病院を探しておきましょう。

<注意事項>

- ・病院によって対応できる曜日や診療科目が異なります。普段からどんな病院が自宅の近くににあるのか覚えておきましょう。
- ・予約が必要な場合もありますので、事前に電話で確認してください。
- ・予約制をとっていない病院では、受け付けた順に診察をするので、待ち時間が長くなることもあります。
- ・日本語に不慣れな方が病院に行く時は、できるだけ日本語を話せる方と一緒にいきましょう。
- ・病院に行く時は必ず健康保険証を持って行ってください。

(1) ホームページで医療機関を探す

さまざまな言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で医療機関を探すことができます。

3 遭遇交通事故、被盜、被殴打、被踢 叫警察時… 110

免费。365日每天24小时可以打电话。



<传达事情>

- ・遭遇事故（犯罪）
- ・事故或犯罪の詳細内容
- ・发生事故（犯罪）の場所の地址
- ・你的名字和电话号码

（在街道，有24小时警官执勤的派出所和警察署。在派出所和警察署可以咨询遭遇交通事故、被盜、被殴打，被踢、丢失物品等。）

4 医院的查找方法、如何去医院的方法



查找患病或受伤时自己可以去的近处医院

<注意事項>

- ・各医院可以问诊的日子，诊察的病情不同。请事先了解自家近处有哪些医院。
- ・有需要预约的医院，请事先打电话确认。
- ・不需要预约的医院，是按挂号顺序诊察<医生诊察>有需要等较长时间的情况。
- ・不会讲日语的人，尽可能与会讲日语的人一起去医院。
- ・去医院时请务必携带「健康保险证」<在医院使用的卡>。

(1) 通过网页查找医院

可以用多种语言（英语、中文、韩国・朝鲜语）搜寻医疗机构。

・医療情報ネット（ナビイ）



▲詳細（HP）

(2) 電話で医療機関を探す（川崎市救急医療情報センター）

電話で市内医療機関（歯科を除く）を探すことができます。日本語のみです。医療相談は行っていない。

問合せ先（24時間365日対応）

☎ 044-739-1919

(3) 川崎区内で休日や夜間に初期診療を受けられるところ

・川崎休日急患診療所

<休日に受診できる診療所>

受付時間

日曜日・祝日 12月30日～1月3日 9:00～11:30、13:00～16:00

問合せ先（住所）

☎ 044-211-6555（川崎区富士見 1-1-1）

診療科目

内科、小児科

・南部小児救急センター

<休日や夜間に受診できる診療所>

※来る前に必ず電話をしてください。

受付時間

月曜日～金曜日 17:00～翌日 8:30

土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日 24時間

問合せ先（住所）

☎ 044-233-5521（川崎区新川通 12-1 市立川崎病院内）

・医療信息网（导航）



▲详情（网页）

(2) 打电话查找医院（川崎市急救医疗信息中心）

可以打电话查找医院。只能用日语。不能打电话查找治疗牙齿的医院、咨询病情。

询问处（每天 24 小时）

☎ 044-739-1919

(3) 在休息日或夜间想问诊时

・川崎休息日急病诊疗所

<在休息日可以受诊的诊疗所>

受理时间

周日・假日 12月30日～1月3日 9:00～11:30、13:00～16:00

询问处（地址）

☎ 044-211-6555（川崎区富士见 1-1-1）

诊疗科目

内科、小儿科

・南部小儿急救中心

<在休息日和夜间可以受诊的诊疗所>

※ 来之前请务必打电话。

受理时间

周一～周五 17:00～次日 8:30

周六・周日・祝假日・12月29日～1月3日 24小时

询问处（地址）

☎ 044-233-5521（川崎区新川通 12-1 市立川崎医院内）

(4) 問診票

病院で診察を受けるときに、病気やケガのことを医師に伝えるために使うのが問診票です。さまざまな言語の問診票や、指差しで病気やケガのことを伝えることができるツールがあるので活用しましょう。

・「多言語医療問診票」(かながわ国際交流財団ホームページ)



▲詳細 (HP)

・指差しで使える言葉 (川崎市国際交流協会ホームページ)



▲詳細 (HP)

5 地震や大雨などの災害に備える



日本は、地震や大雨などの災害が多い国です。普段から災害に備えた準備をしておきましょう。「備える。かわさき」という防災のための冊子の英語、中国語、韓国語、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、やさしい日本語版を区役所で無料で配布しています。読んでください。また、「備える。かわさき」の外国語版はホームページで見ることができます。

・川崎市ホームページ「備える。かわさき」



▲詳細 (HP)

(1) 地震に備える

大きな地震が起きると、家が壊れたり、家が倒れたり、火事が起きる可能性があります。また、電気、ガス、水道が止まる可能性があります。

<地震が起きたときの行動>

・まずは自分の体を守ってください(クッションなどで落ちてくるものから頭を守る。テーブルが近くにあれば下に入るなど。)

(4) 問診表

在院で医師に診察を受ける時、将病状や受傷状況を伝えるに使用する問診表。利用可能な言語の問診表と用手指で病状や受傷状況を伝えることができます。

・多言語医療問診表 (神奈川県国際交流財団ホームページ)



▲詳細 (HP)

・用手指で使える単語 (川崎市国際交流協会ホームページ)



▲詳細 (HP)

5 地震、大雨 (海嘯、台風、洪水) 等災害に備える

日本は、地震や大雨等多災害の国。要は平時に防災の準備をしておく。有「做好準備。川崎」防災小冊子の英語、中文、韓国語、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、やさしい日本語版を区役所無料で配布。請阅读。另外、「做好準備。川崎」の外国語版をホームページ上でも閲覧。



・川崎市ホームページ「做好準備。川崎」



▲詳細 (HP)

(1) 地震に備える

发生了大地震，会毁坏房屋、房屋倒塌、发生火灾。有多数人死亡、受伤、不能用电、煤气、水。

<发生地震时要做的事情>

・首先要保护好自己的身体 (用靠垫等枕头躲避落下的物品。钻到桌子下面。)

- ・揺れがおさまったら、声を掛け合って家族の安全を確認しましょう。
- ・揺れがおさまったときに、近くで火が出ていたら、消火器などを使って火が小さいうちに消しましょう。火の勢いが強いときにはその場から逃げてください。
- ・近くのドアや窓を開けて、逃げる道を作ってください。
- ・自分の家が被害を受けて、危ないときや住めなくなったときは避難所<逃げるところ>に避難します。避難するときは、ガスがでないようにして<元栓を閉める>、電気がつかないようにしましょう<ブレーカーを切りましょう>。

＜地震が来る前に準備しておくこと＞

- ・強い地震が起きると水やガスが止まったり、物流が止まったりします。少なくとも3日分、できれば7日分の飲料水や食料を備蓄し、持ち出せるようにしておきましょう。
- ・防災マップ（避難所の場所など）を確認しておきましょう。
- ・避難所はどこにあるのか、どの道を通って歩いていくのか、地震が来る前に歩いて覚えておいてください。避難所は、区役所などで無料で配布している「防災マップ」に書いてあります。「防災マップ」はホームページで見えることもできます。



▲詳細 (HP)

- ・地震が起きたときに、家族や大切な友人と連絡を取り合う方法を決めておきましょう。
- ・家族で話し合ったことを書き込める「私の防災手帳」という冊子をホームページからダウンロードできます。多言語版で作成しているので活用してください。



▲詳細 (HP)

災害伝言ダイヤル…☎ 171

災害のときに無料で使える「災害伝言ダイヤル」という電話サービスがあります。

- ・停止晃动后，要相互发声来确认一家人是否安全。
- ・停止晃动时如果近处着火，要使用灭火器<灭火用具>趁火势弱时灭火。如果火势强，请尽快逃离。
- ・请打开近处的门窗做逃离通道。
- ・自家毁坏不能居住时，请前往「避难所」。出家门前要关闭煤气<关闭主开关>。不要通电<拉下电闸>。

＜在地震发生前做好准备。＞

- ・发生了大地震，会发生不能使用电 煤气 水、也不能买食品的情况。至少要准备好3天、最好7天的饮用水和食品。
- ・请确认好防灾地图（避难所的地点）。
- ・请确认好「避难所」。摆放在区役所的「防灾地图」上有登载。免费。也可以在网页上阅览。走哪条路线比较适当，事先试走为好。



▲详情 (网页)

- ・发生大地震时，如何与家人和重要朋友取得联系，预备好联系方法。



▲详情 (网页)

- ・家人商量好的事宜记入「我的防灾手册」，可以从网页下载。有多语言版各种词汇。免费。

拨打灾害留言…☎ 171

在灾害时有可以使用的拨打「灾害留言」的电话服务。免费。

(2) 大雨に備える

大雨が降ると、川の水が増え街の中に水があふれる可能性があります。「洪水ハザードマップ」を見て川の水があふれると危ないところを知ってください。

・洪水ハザードマップ



(2) 为大雨做准备

下大雨, 会有河流泛滥的情况。通过「洪水灾害地图」确认好自家近处水泛滥的程度。

・「洪水灾害地图」



川崎区で暮らす（住民登録、引っ越しの手続き、印鑑の登録、その他の届出、証明書など）

川崎区に住み始めるとき、川崎区から他の場所に引っ越すとき、川崎市外に引っ越すときなどは区役所での手続きが必要です。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

・川崎区役所区民課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3143



1 川崎区に住み始めたら、「住民登録」をしてください。

川崎区に住み始めたら「住民登録」が必要です。川崎区に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。日本国内からの引っ越しか、海外からの引っ越しかで、手続きに必要な書類が違いますので、問合せ先に確認してください。

2 川崎区の中で引っ越したときや川崎市内の他の区に引っ越したときは、「転居届」を出してください。

引っ越してから14日以内に手続きをしてください。

3 川崎市外に引っ越すときは「転出届」を出してください。

川崎市ではないところに引っ越すときは、引っ越す前に「転出届」を出す必要があります。引っ越すところが日本国内か海外かで、手続きに必要な書類が違いますので、問合せ先に確認してください。

在川崎区的生活（居民登录、迁居手续、印章登录、其它申报 <向役所申报> 证明书等）

在川崎区开始居住时，从川崎市迁居川崎市内时，迁居川崎市外时等，务必去区役所办理手续。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

・川崎区役所区民科（川崎市东田町8） ☎ 044-201-3143



1 在川崎区开始居住了，请办理「居民登录」。

在川崎区内开始居住的前提下请办理「居民登录」。「居民登录」是将你已居住事宜在区役所登录（通知）。请在川崎市开始居住14天内办理。从日本国内迁居，从外国迁居，要带的资料不同，详情请问询问处。

2 在川崎区内的迁居、在川崎市内迁居其它区时，请提交「迁居申报」。

请在迁居后14天内办理手续。

3 迁居到川崎市外时，请提交「迁出申报」。

迁居川崎市外时，在迁居前提交「迁出申报」。迁居处是日本国内或外国，要带的资料不同，详情请问询问处。

4 「印鑑登録」してある印鑑が必要なときがあります。

日本ではサインと同じ意味で印鑑を使います。契約書などの大事な書類には、「印鑑登録」してある印鑑が必要になることがあります。「印鑑登録」の手続きは区役所でいい、必要 なときにその印鑑が登録してある印鑑であることを証明する書類（印鑑登録証明書）を発行してもらうことができます。印鑑は近くの印鑑屋で作ることができます。



4 已做「印章登记」的（印章）有使用的时候。

在日本使用印章与签名的含义相同。合同等重要文件有时需要“印章登录”过的印章。“印章登录”的手续在区役所办理，必要时可出具该印章为登录印章的证明（印章登录证明书）。印章可以在附近的印章店制作。



5 「住民票（住民登録の証明書）」、「印鑑登録証明書」を発行して もらうことができます。

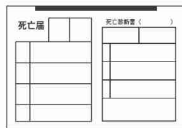
「住民票（住民登録の証明書）」、「印鑑登録証明書」を「川崎区役所証明発行コーナー」や区民課、「支所区民センター」、川崎行政サービスコーナー（JR川崎駅北口通路 ☎ 044-244-1371、月曜日～金曜日 7:30～19:00、土曜日・日曜日・祝日 9:00～17:00）などで発行してもらうことができます。証明書の発行には、料金が掛かります。

5 可以领取「居民票」「印章登记证明书」。

「住民票」<是证明你或家人居住地点的纸（证明）>，领取「印章登记证明书」，是在川崎区役所的1楼「证明发行柜台」或「川崎区役所区民課」「支所区民中心」「川崎行政服务柜台（JR川崎站北口通路 ☎ 044-244-1371、周一～周五 7:30～19:00、周六・周日・假日9:00～17:00）」。证明书等发行，需交费用。

6 「出生届」、「死亡届」、「婚姻届」、「離婚届」

「出生届」は子どもが生まれたときに、「死亡届」は家族が死亡したときに、「婚姻届」は結婚するときに、「離婚届」は離婚するときに、区役所に出してください。



6 「出生申报」「死亡申报」「婚姻申报」「离婚申报」

孩子出生时“出生申报”，家人死亡时“死亡申报”，结婚时“结婚申报”，离婚时“离婚申报”，须向区役所提交。

第4章 川崎市で暮らす (税金)

税金には大きく分けると「国に納める税金」と「川崎市に納める税金」があります。この章では「川崎市に納める税金 (市税)」について紹介します。市税を滞納すると督促状が送られ、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。

1 「住民税」

1月1日現在に川崎市に住民登録がある人は、前の年の所得によって計算された金額の「住民税」を納める必要があります。会社員などの場合は、会社が毎月の給料から住民税の金額を差し引いて納める特別徴収という方法で支払います。特別徴収ではない人は、年4回に分けられた金額を「かわさき市税事務所」から送られる「納税通知書」に同封の「納付書」で、期限までに銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。また、銀行口座から引き落とす方法やキャッシュレス決済で支払うこともできます。

2 「軽自動車税」

軽自動車や原動機付自転車を持っている人が納める税金です。毎年5月に、「かわさき市税事務所」から送られる「納税通知書」に同封の「納付書」で、期限までに銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。また、銀行口座から引き落とす方法やキャッシュレス決済で支払うこともできます。

3 「固定資産税・都市計画税」

土地や家屋を持っている人が納める税金です。年4回に分けられた金額を「かわさき市税事務所」から送られる「納税通知書」に同封の「納付書」で、期限までに銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。また、銀行口座から引き落とす方法やキャッシュレス決済で支払うこともできます。



第4章 在川崎市生活 (税金)

税金大致分为「上缴给国家的税金」和「上缴给川崎市的税金」。本章节是介绍关于「上缴给川崎市的税金 (市税)」。如果缓缴市税，会被邮寄催促状，接受用财产抵押等处分，

1 「居民税」

于1月1日起在川崎市有居民登录的人，缴纳的金額是根据去年的收入计算的金額。在公司工作的人等，公司将从每月的工资中扣除「居民税」而缴纳。不在公司工作的人，川崎市税事务所将邮寄纸质的「纳税通知书」和「缴纳税书」。一年分4次在期限内到银行或便利店等缴纳即可。另外，也可以采用银行账户扣款和无现金结算方式付款。

2 「小排量汽车税」

持有小排量汽车或125CC以下的摩托车的人要缴纳的税金。每年5月份，川崎市税事务所将邮寄纸质的「纳税通知书」和「交纳税书」。在期限内到银行或便利店等缴纳。另外，也可以采用银行账户扣款和无现金结算方式付款。

3 「固定資産税・城市规划税」

持有土地或建筑物的人要缴纳的税金。每年分成4次的金額，由川崎市税事务所将邮寄纸质的「纳税通知书」和「交纳税书」。在期限内到银行或便利店等缴纳。另外，也可以采用银行账户扣款和无现金结算方式付款。



窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

- 「住民税」について
かわさき市税事務所市民税課（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル）
☎ 044-200-3882
- 「軽自動車税」について
かわさき市税事務所市民税課（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル）
☎ 044-200-3963
- 「固定資産税」・「都市計画税」について
かわさき市税事務所資産税課（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル）
 - ・土地の税金 ☎ 044-200-3956
 - ・家屋の税金 ☎ 044-200-3958

4 「納税証明書」、「課税額証明書」、「非課税証明書」を発行して もらうことができます。

在留期間を更新するときなどに税金の証明書が必要になることがあります。「納税証明書」、「課税額証明書」、「非課税証明書」を、「かわさき市税事務所市民税課」、「川崎区役所の市税証明発行コーナー」で発行してもらうことができます。

※一番新しい年度の「課税額証明書」、「非課税証明書」は、「支所」、「川崎行政サービスコーナー（JR川崎駅北口通路 ☎044-244-1371、月曜日～金曜日 7:30～19:00、土曜日・日曜日・祝日 9:00～17:00）」でも発行してもらうことができます（ただし、川崎市から引越した人などは除きます。）。

※証明書の発行には料金がかかります。

※働いている人が払う「所得税」などは、「国に納める税金（国税）」です。国税の詳しいことは「川崎南税務署」に問合せってください。

川崎南税務署（川崎区榎町 3-18）☎ 044-222-7531

※「自動車税」や「不動産取得税」などは、神奈川県に納める税金（県税）です。県税の詳しいことは「川崎県税事務所」に問合せってください。

川崎県税事務所（川崎区東田町 8）☎ 044-233-7351

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

- 关于「居民税」
川崎市税事務所市民税課（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸 building）
☎ 044-200-3882
- 关于「小排量汽车税」
川崎市税事務所市民税課（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸 building）
☎ 044-200-3963
- 关于「固定資産税」「城市规划税」
川崎市税事務所資産税科（川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸 building）
 - ・土地の税金 ☎ 044-200-3956
 - ・建築物の税金 ☎ 044-200-3958

4 可以领取发行的「纳税证明书」、「课税额证明书」、 「非课税证明书」。

更新在留期间时等，可能会需要税款证明书。“纳税证明书”、“课税额证明书”、“非课税证明书”可以在川崎市税事務所市民税課或川崎区役所の市税証明発行角开具。

※最新年度の“课税额证明书”、“非课税证明书”也可以在“支所”、“川崎行政服务角（JR川崎站北口通道 ☎ 044-244-1371、周一～周五7:30～19:00、周六・周日・节日9:00～17:00）”开具（但搬离川崎市者等除外）。

※出具证明书需要收费。

※工作的人缴纳的「所得税」等是缴纳给国家的税金「国税」。详细事宜请咨询川崎南税務署。

川崎南税務署（川崎区榎町 3-18）☎ 044-222-7531

※「自動車税」和「不動産取得税」等，是上缴给神奈川县的税金（县税）。县税的详细事宜请咨询「川崎县县税事務所」。

川崎县县税事務所（川崎区东田町 8）☎ 044-233-7351

日本では、病気やケガをしたときに安心して医療機関で治療を受けられるように医療保険の制度があります。原則として、住民登録をしている人の全てが公的な医療保険に加入する必要があります。公的な医療保険には、働いている会社などで入る「健康保険」と、住んでいるところの役所で入る「国民健康保険」があります。国民健康保険制度は加入している人が支払う保険料と川崎市の負担金等を財源にして、加入している人が病気やケガをしたとき、出産したとき、死亡したときなどに給付をする制度です。

1 「国民健康保険」に入るには

川崎区に住み始めてから 14 日以内に手続きをしてください。



2 加入を証明する書類が交付されます。

国民健康保険に加入すると、国民健康保険に加入していることを証明する「資格確認書」または「資格のお知らせ」が発行されます。病院に行く時には必ず持って行くようにしてください。



在日本有缴纳「保险费」、患病和受伤去医院问诊时少缴费用的「医疗保险制度」。做居民登录的所有人必须加入「公家的医疗保险」(根据在日本居住的目的, 有可以加入保险的人)。「公家的医疗保险」分为在职中的公司加入的「健康保险」和在居住处的区役所加入的「国民健康保险」。国民健康保险制度由会员缴纳的保险费和利用川崎市的财政资源, 并在会员生病, 受伤, 生育或死亡时提供的福利制度。这是一个系统。不是公司职员的所有人必须要加入「国民健康保险」的制度。

1 加入「国民健康保険」

请在川崎区开始居住的 14 天内办理手续。



2 将送交证明加入的资料。

加入国民健康保险后, 将发行证明加入国民健康保险的“资格确认书”或“资格通知”。去医院时务必带上。



3「保険料」の払い方

国民健康保険の「保険料」の金額は、基本的には前年の所得によって計算します。支払いは、銀行口座から引き落とす方法や区役所保険年金課から送られる納付書を使って銀行やコンビニエンスストアなどで支払います。

期限までに保険料を支払わない場合は、督促状を区役所から送付します。督促状が送付されても支払わない場合、保険給付を止めたり、財産を差し押さえたりすることがあります。支払うことが大変な場合は必ず相談してください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所保険年金課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3151

3「保险金」の缴纳方法

国民健康保険「保险费」の金額は、是根据去年的收入计算的金额来决定。缴纳方法，从银行的帐号转账<从银行自动汇款>或拿「纳付书」<区役所保险养老金课邮送的>到银行或便利店缴纳。

如果在规定期限内不缴纳「保险费」，将被邮送「敦促状」。如果一直不缴，将不能使用保险，将用<工资、营业额、在银行的存款、家、汽车等代替保险费>做抵押。还可以取消、减少「保险费」，在缴纳时如有困难，请务必咨询。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所保险养老金科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3151

第6章 川崎区で暮らす (年金)

日本に住民登録がある20歳から59歳の人は、年金に加入しなければなりません。年金は65歳になったときや、障害を持ったときに支払われます。年金には自営業の人などが入る「国民年金」と働いている人が入る「厚生年金」があります。厚生年金のことは、自分が働いている会社で問合せてください。



1 「国民年金」に入るには

川崎区に住み始めたときや、会社を辞めた日から14日以内に手続きをしてください。会社で働くことになったときは「国民年金」から「厚生年金」に変わりますが、「厚生年金」に入る手続きは会社が行います。

2 「保険料」の払い方

国民年金の「保険料」の金額は、1か月で16,980円です(2024年度)。支払いは、銀行口座から引き落とす方法、クレジットカードで支払う方法、「日本年金機構」から送られる納付書を使って銀行やコンビニエンスストアで支払う方法などがあります。支払うことが大変な人のために保険料を免除する制度などがありますので、必ず相談してください。

窓口・問合せ先 (月曜日～金曜日 8:30～17:00)

川崎区役所保険年金課 (川崎区東田町8) ☎ 044-201-3155

第6章 在川崎区生活 (养老金)

在日本有居民登录の20歳至59歳の人需加入「养老金」。「养老金」是到了年纪可以得到的钱。到了65岁、或有了残疾时可以得到。「养老金」分为在公司工作的人加入的「后生年金」和此外的人加入的「国民年金」。关于「厚生年金」, 请问在在职中的公司。



1 加入「国民养老金」

请在川崎区开始居住时, 或从公司辞职之日起14天以内办理手续。在公司开始工作时, 将从「国民年金」变为「厚生年金」, 由公司办理手续。

2 「保险费」的缴纳方法

「保险费」, 1个月16,980日元(2024年4月1日～2025年3月31日)。缴纳方法分为银行的账户转账<从银行自动汇款>或拿「纳付书」<来自「日本年金机构」邮送>使用信用卡在银行或便利店缴纳。还可以取消、减少「保险费」, 在缴纳时如有困难, 请务必咨询。

窗口・询问处 (周一～周五 8:30～17:00)

川崎区役所保险养老金科 (川崎区东田町8) ☎ 044-201-3155

子どもが生まれる前から子育て中に受けることができるいろいろなサービスがあります。

1 妊娠したら

(1) 「母子健康手帳」をもらう

「母子健康手帳」は、母子の健康、子どもの成長などを記録することができる手帳です。妊娠したら、「母子健康手帳」を区役所の窓口でもらいましょう。

(2) 「妊婦健診」を受ける

妊娠中は、定期的に医療機関で健診を受けてください。妊婦の健診費用の一部は、川崎市が補助しています（詳しくは、「母子健康手帳」お渡しするときに説明があります。）。

(3) 「両親学級」に参加する

はじめて親になる人のための講座です。妊娠中の生活や出産、育児について学ぶことができます。子育ての仲間づくりもできます。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎市役所地域支援課（川崎市東田町8） ☎ 044-201-3214



有从婴儿出生前至育儿期间可以接受的各种服务。

1 怀孕时＜怀婴儿了＞

(1) 领取「母子健康手册」

“母子健康手册”为记录母子健康、孩子成长等的手册。怀孕后请去区役所窗口领取“母子健康手册”。

(2) 接受「孕检」

「孕检」，是指怀孕期间，请定期在医疗机构进行身体检查。孕妇的体检费用中的一部分由川崎市补贴（有关详细信息，请参考《母子健康手册》的说明）。

(3) 参加「父母学习班（班级）」

有为初次成为父母亲时的讲座。了解怀孕，分娩和育儿期间的的生活。在同一场所，汇集孕妇，可以交朋友。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎市役所地区支援科（川崎市东田町8） ☎ 044-201-3214



2 出産したら

(1) 「出生届」を出す。

子どもが生まれた病院でもらえる出生証明書に「出生届」がついています。子どもが生まれた日から14日以内に、「出生届」を川崎区役所区民課に持ってきて提出してください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所区民課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3145



(2) 「出産育児一時金」の手続きをする。

「国民健康保険」や「健康保険」に入っている人は、出産したときにお金がもらえます。詳しいことは、「国民健康保険」に入っている人は川崎区役所保険年金課の窓口で手続きをしてください。働いている会社の健康保険に入っている人は会社に問合せてください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所保険年金課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3151

2 嬰孩子出生時

(1) 提交「出生申报」

孩子出生的医院领取的出生证明书附有“出生申报”。请在孩子出生之日起14天内・携带“出生申报”至川崎区役所区民课提交。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所区民科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3145



(2) 办理领取「分娩育儿一次性津贴」手续

加入「国民健康保险」或「健康保险」的人在婴儿出生时可以得到钱。加入「国民健康保险」的人请去「川崎区役所保险年金课」的窗口办理手续。加入公司的「健康保险」的人请询问公司。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所保险养老金科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3151

(3) 「児童手当」の手続きをする。

日本国内に住所のある子どもを育てている人がもらえるお金です。お金は子どもが18歳に達する日以降の最初の3月31日までもらえます。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所区民課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3141

(4) 「小児医療費助成」の手続きをする。

0歳から中学校3年生までの通院医療費や入院医療費を助成する制度です（自己負担額0円～500円）。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所保険年金課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3277

(3) 办理领取「儿童津贴」手续

抚养在日本国内有住址的孩子者可领取的补贴。可在孩子18周岁之后的第一个3月31日之前领取。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所区民科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3141

(4) 办理「小儿医疗费补助」手续

是0岁至初中3年级孩子的看病医疗费和住院医疗费补助制度（自己负担金额是0日元～500日元）。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所保险养老金科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3277

子どものことで心配なことがあるときに、区役所で相談することができます。また、新生児訪問や、乳幼児健診の時に、育児や子育ての相談をすることもできます。

(1) 「新生児訪問」

生後4か月までに区役所の保健師が訪問します。赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や、赤ちゃんの成長、育児の悩みなどの相談を受けています。

(2) 「乳幼児健診」

子どもの病気の早めの発見や、子どもの発達を確認するため、「3 か月」、「7 か月」、「1 歳 6 か月」、「3 歳」、「5 歳」の子どもの健診を無料で行っています。また、歯の健診もあります。歯の健診は「1 歳 6 か月」、「3 歳」の子どもに無料で行っています。

(3) 「予防接種」

川崎市では、お子さんを病気から守るため、定期予防接種を無料で実施しています。定期の予防接種には、受けられる期限があり、期限を過ぎると無料で受けることができなくなります。予防接種の相談は「予防接種コールセンター ☎ 044-200-0142 月曜日～金曜日、8:30～17:15」でもできます。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所地域支援課（川崎区東田町8）☎ 044-201-3214



对孩子有担心事時，可以去区役所咨询。另外，在新生儿访问和婴幼儿检查时，也可以咨询育儿和养育事项。

(1) 「访问新生儿」

从婴儿出生至4个月，役所的保健师将进行家访。确认婴儿和母亲的身体条件（状况），询问是否有担心的事宜等。

(2) 「婴幼儿体检」

为尽早发现孩子的疾病，及确认孩子的发育，对「3个月」，「7个月」，「1岁6个月」，「3岁」，「5岁」的孩子进行免费体检。另外，还有牙科体检。对「1岁6个月」，「3岁」的孩子进行免费牙科体检。

(3) 「预防接种」

川崎市为了保护孩子远离疾病，免费实施定期预防接种。定期预防接种有截止期，过了期限就不能免费接种。预防接种的咨询处为“预防接种呼叫中心（☎ 也可以拨打电话 044-200-0142 “周一至周五、8:30～17:15”。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所地区支援科（川崎区东田町8）☎ 044-201-3214



4 子育て施設（保育所・幼稚園・地域子育て支援センターなど）

「保育所」は0歳から5歳の子どもの預かる施設です。児童福祉法上の「認可保育所」は親の仕事や病状のために、家庭で保育ができない場合に預かります。認可を受けていない「認可外保育所」の中で「川崎認定保育園」は川崎市が定めた一定の基準を満たしていると川崎市が認定した施設です。

「幼稚園」は3歳から5歳の子どものための学校教育施設です。



「地域子育て支援センター」は、子育て中の親と子どもと一緒に安心して遊べる施設です。保護者同士の交流の場にもなっています。

子育て施設の情報や、子どもの預け先相談などについては、川崎区役所児童家庭課にお問い合わせください。

川崎区内を中心に幸区と横浜市鶴見区の一部を含めた「子育て施設マップ（日本語・英語・中国語）」を川崎区役所児童家庭課で配布しています。「子育て施設マップ」はホームページで見ることできます。

・子育て施設マップ



▲詳細（HP）

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所児童家庭課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3219

※詳しいことはそれぞれの施設に直接問合せください。

4 育児施設（保育所・幼稚園・地区育児支援中心等）

「保育所」は托管0歳至5歳子どもの施設。児童福祉法上の「認可保育所」、因为父母的工作和生病，在家里不能养育的情况时托管。在未被批准认可的「认可外保育所」中的「川崎认定保育園」是符合川崎市规定的一定标准，被川崎市认定的设施。

「幼稚園」は3歳至5歳孩子受教育的场所。



「地区育児支援中心」是家长和孩子一起安心玩耍的场所。聚集了孩子和育儿的家长，可以交朋友。

关于育儿设施的信息和孩子寄放咨询等，请咨询川崎区役所儿童家庭课。

在「川崎区役所儿童家庭课」有「育儿设施地图（日语・英语・中文）」。还登载以川崎区为中心、幸区和横浜市鹤见区的部分育儿设施。在网页上也可阅览。

・育儿设施地图



▲Details (website)

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所儿童家庭科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3219

※ 详细事宜请去各自的场所询问。

5 子育てサロン・母親クラブ

(1) 子育てサロン

地域の身近な相談窓口である民生委員などが中心となって運営している遊び場です。



(2) 母親クラブ

ご近所のお友達を作ったり、先輩ママの話が聞ける場所です。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所地域支援課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3214

5 育児沙龙・母亲俱乐部

(1) 育儿沙龙

这是一个主要由当地福利委员会成员（是当地咨询台）运营的游乐场。



(2) 母亲俱乐部

可以在V附近结交朋友并与前辈妈妈交流的场所。

窗口・询问处（窗口・询问处 8:30～17:00）

川崎区役所地区支援科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3214

6 ひとり親家庭支援

(1) ひとり親家庭医療費助成



母子家庭や父子家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）を助成する制度です。ただし、ひとり親、養育者及び扶養義務者等の所得制限があります。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所保険年金課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3277

(2) 児童扶養手当

ひとり親の家庭に支払われる手当です。家庭の状況や所得によって制限があります。詳しくはお問い合わせください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所児童家庭課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3287

6 「単亲家庭支援」

(1) 単亲家庭医疗费补助



降低由母亲或父亲1个人育儿的人所缴纳的医疗费（除了食物疗养标准负担额以及生活疗养标准负担额）制度。不过，单亲家族，监护人以及抚养义务者的所得限制。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所保险养老金科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3277

(2) 児童扶養津贴

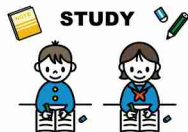
是支付给单亲家庭的津贴。根据家庭情况和收入有限制。详细事宜请咨询。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所儿童家庭科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3287

7 教育

日本語の学校教育は、小学校6年間、中学校3年間が義務教育（必ず受けさせなければならない教育）で、その後、高等学校（3年間）、大学、専門学校に通うことがあります。



(1) 「小学校」・「中学校」

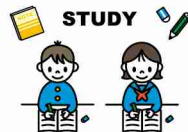
外国籍の方には就学義務（保護者が小学校、中学校に子どもを通わせる義務）はありませんが、希望する場合は、小学校・中学校へ入学することができます。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所区民課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3141

7 教育

日語の学校教育は小学6年、中学3年の义务教育（必须接受的教育）、之后会上高中（3年）、大学、专科学校。



(1) 「小学」・「中学」

外籍者没有就学的义务（父母有义务让孩子上小学和中学）。但是，可以申请上小学・中学。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所区民科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3141

(2) 日本語を母語としない子どもの相談

日本語を母語としない児童に、日本語を教える指導者を派遣する制度があります。まずは相談してください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所学校・地域連携担当（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3325

(3) わくわくプラザ

わくわくプラザでは、小学校の授業が終わった後の放課後や土曜日、夏休みなどに、学校の敷地内にある「わくわくプラザ室」を中心に、遊びを通じて仲間づくりをします。その学校に通う1年生から6年生までが参加できます。参加費は無料です。

私立学校や特別支援学校に通っている人も、通学区域の小学校のわくわくプラザを利用できます。

・川崎区内の「わくわくプラザ」



▲詳細（HP）

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎市子ども未来局青少年支援室（川崎区宮本町1） ☎ 044-200-0223

※詳しいことはそれぞれの施設に直接問合せください。

(4) こども文化センター

こども文化センターは、0歳から18歳未満の子どもが、誰でも自由に来て遊ぶことができる施設です。川崎区内に10か所あります。いろいろな行事も行っています。

・川崎区内の「こども文化センター」



▲詳細（HP）

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎市子ども未来局青少年支援室（川崎区宮本町1） ☎ 044-200-3083

※詳しいことはそれぞれの施設に直接問合せください。

(2) 日語非母語児童の咨询

有向非日語を母語の児童派遣日語指導教師の制度。请先咨询。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所学校・地区协作主管（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3325

(3) 「WakuWaku 广场」，令人兴奋的广场

「WakuWaku 广场」是在小学下课放学后或周六、暑假等看管孩子。在学校里的「WakuWaku 广场」通过玩耍交朋友。在校的1年生至6年级生可以参加。免费。上私立学校和特别支援学校者也可以利用上学社区小学的王KUWAKU广场。

・川崎区内的「WakuWaku 广场」



▲详情（网页）

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎市孩子未来局青少年支援室（川崎区宫本町1） ☎ 044-200-0223

※ 详细事宜请去各自的场所询问。

(4) 「孩子文化中心」

「孩子文化中心」是0岁至17岁以下的孩子都可以自由来玩耍的场所。在川崎区内有10处。举办各种活动。

・川崎区内的「孩子文化中心」



▲详情（网页）

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎市孩子未来局青少年支援室（川崎区宫本町1） ☎ 044-200-3083

※ 详细事宜请去各自的场所询问。

(5) 図書館 (川崎図書館・大師分館・田島分館)

図書館は、本・CD等を借りることができる施設です。0円です。



▲詳細 (HP)

窓口・問合せ先 (休館日は第3月曜日)

川崎市立川崎図書館 (川崎区駅前本町 12-1 タワーリパーク 4 階) ☎ 044-200-7011

①月曜日～金曜日 9:30～19:00

②土曜日・日曜日・祝日 9:30～17:00

川崎市立川崎図書館大師分館 (川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2 階)

☎ 044-266-3550

①月曜日～金曜日 10:00～18:00

②土曜日・日曜日・祝日 10:00～17:00

川崎市立川崎図書館田島分館 (川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4 階)

☎ 044-333-9120

①月曜日～金曜日 10:00～18:00

②土曜日・日曜日・祝日 10:00～17:00

(6) 市民館 (教育文化会館・大師分館・田島分館)

市民館は、市民のみなさんの自主的な学習・文化活動を支援する生涯学習施設です。さまざまな学級・講座やイベント等の事業を行ったり、会議室などの施設、設備の提供を行っています。

お金が必要です。また、教育文化会館では日本語の学習ができます。



▲詳細 (HP)

窓口・問合せ先 (休館日は第3月曜日)

教育文化会館 (川崎区富士見 2-1-3) ☎ 044-233-6361 8:30～21:30

教育文化会館大師分館 (川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2 階)

☎ 044-266-3550 8:30～21:00

教育文化会館田島分館 (川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4 階)

☎ 044-333-9120 8:30～21:00

(5) 図書館 (川崎図書館・大師分館・田島分館)

図書館是可以借书 and CD 等的地方。免费。



▲详情 (网页)

窓口・询问处 (休馆日是第3个周一)

川崎市立川崎图书馆

(川崎区駅前本町 12-1 Tower Repark 4 楼) ☎ 044-200-7011

①周一～周五 9:30～19:00

②周六・周日・假日 9:30～17:00

川崎市立川崎图书馆大师分馆 (川崎区大师駅前 1-1-15 川崎大师 ParkHomes 2 楼)

☎ 044-266-3550

①周一～周五 10:00～18:00

②周六・周日・假日 10:00～17:00

川崎市立川崎图书馆田岛分馆 (川崎区追分町 16-1 Carnaza 川崎 4 楼)

☎ 044-333-9120

①周一～周五 10:00～18:00

②周六・周日・假日 10:00～17:00

(6) 市民館 (教育文化会館・大師分館・田島分館)

市民館は、支援市民各位自主学習・文化活動の終生学習施設。举办各种各样学习班・讲座和宣传等事业，实行提供会议室等设施・设备。需付费。另外，在教育文化会館可以学习日语。



▲详情 (网页)

窓口・询问处 (休馆日是第3个周一)

教育文化会館 (富士見 2-1-3) ☎ 044-233-6361 8:30～21:30

教育文化会館大师分館 (川崎区大师駅前 1-1-15 川崎大师 ParkHomes 2 楼)

☎ 044-266-3550 8:30～21:00

教育文化会館田島分館 (川崎区追分町 16-1 Carnaza 川崎 4 楼)

☎ 044-333-9120 8:30～21:00

第8章 福祉

1 高齢者のための福祉サービス

65歳以上の高齢者の方のお困りごとがありましたらご相談ください。



窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・障害課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3080

2 後期高齢者医療制度



75歳以上の方が加入する公的な医療保険です。75歳になると、「後期高齢者医療資格確認書」が発行されます。病院に行くときは必ず持って行くようにしてください。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所保険年金課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3277

第8章 福利（为高龄人的服务机制）

1 为高龄人的服务

年纪在 65 岁以上的老人有困难之时请咨询。



窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・残疾科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3080

2 后期高龄者医疗制度



75岁以上者加入的公共医疗保险。75岁后将发行“后期老年人医疗资格确认书”。去医院时务必带上。

窓口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所保险养老金科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3277

3 介護保険

40歳以上の人が加入し、保険料を払い、介護が必要になったときにサービスを受けることができます。利用するためには、区役所高齢・障害課の窓口で、申請をして、認定されなければなりません。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・障害課（川崎区東田町8） ☎ 044-201-3282



4 障害者のための福祉サービス

障害のある人が、安心して暮らせるように支援をしています。利用するためには、区役所高齢・障害課の窓口で、申請をして、認定されなければなりません。

窓口・問合せ先（月曜日～金曜日 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・障害課（川崎区東田町8）

- ・身体障害
- ・知的障害
- ・精神障害

☎ 044-201-3215

☎ 044-201-3213



3 看护保险

40岁以上者加入，支付保险费后，需要护理时可以享受服务。利用服务须至区役所高齢・残障课窗口办理申请，并接受认定。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・残障科（川崎区东田町8） ☎ 044-201-3282



4 为残疾者的福利服务（为高龄老人的服务机制）

对残障者安心生活进行支援。利用时须至区役所高齢・残障课窗口办理申请，并接受认定。

窗口・询问处（周一～周五 8:30～17:00）

川崎区役所高齢・残障科（川崎区东田町8）

- ・身体残疾・智力残疾 ☎ 044-201-3215
- ・精神残疾 ☎ 044-201-3213



第9章 水道、電気、ガス、ごみの出し方など

1 ごみの出し方

ごみの出し方にはルールがあります。「資源物とごみの分け方・出し方」というパンフレットの「英語版」、「中国語版」、「韓国・朝鮮語版」、「ポルトガル語版」、「スペイン語版」、「フィリピン語版」、「ベトナム語版」をホームページで見ることができます。ルールを守ってごみを出してください。

・「資源物とごみの分け方・出し方」のホームページ



▲詳細 (HP)

2 水道、電気、ガス

引っ越しなどで、水道、電気、ガスなどを解約したい（使うのをやめる）とき、新しく契約したい（使えるようにする）ときは、手続きが必要です。主な事業者は下記のとおりですので、詳しいことは問合せてください。解約したいときは、契約している事業者へ連絡してください。

窓口・問合せ先

・水道
上下水道お客さまセンター ☎ 044-200-3548（日本語、英語）



▲詳細 (HP)

日本語、やさしい日本語、英語、中国語(簡体・繁体)、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語

・電気
東京電力エナジーパートナー



▲詳細 (HP)

日本語、英語

第9章 水道 電 煤气 垃圾の扔出方法等

1 垃圾の扔出方法

有扔垃圾的规则「资源物与垃圾的分别方法・扔出方法」小册子的「英语版」、「中文版」、「韩国・朝鲜语版」、「葡萄牙语版」、「西班牙语版」、「菲律宾语版」、「越南语版」可以在网页上阅览。请遵守规则扔出垃圾。

・「资源物与垃圾的分别方法・扔出方法」的网页



▲详情 (网页)

2 自来水，电，煤气

因于迁居等原因，有必要办理解约水、电、煤气等＜停止使用＞时，办理新签约＜需要使用时＞时手续。主营业务如下，详细事宜请咨询。想解约时，请联系签约的业者。

窗口・询问处

・自来水
上下水道客服中心 ☎ 044-200-3548（日语 英语）



▲详情 (网页)

日语、简易日语、英语、中文（简体・繁体）、韩国・朝鲜语、葡萄牙语、西班牙语、菲律宾语、越南语

・電 電
东京电力能源伙伴



▲详情 (网页)

日语 英语

・ガス
東京ガス



日本語・英語・中国語・韓国語・朝鮮語

▲詳細 (HP)

・煤气
东京煤气



日语 英语 中文 韩语・朝鲜语

▲详情 (网页)

IX 3 自転車の交通ルール

川崎区は自転車の事故が多いです。事故にあわない、事故を起こさないために、ルールやマナーを守りましょう。

ルール①

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



ルール②

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

ルール③

夜間はライトを点灯

ルール④

飲酒運転は禁止



ルール⑤

ヘルメットを着用

4 自転車などの放置禁止

自転車・バイクを道路に放置してはいけません。道路に放置されている自転車・バイクは撤去され、保管所で1か月保管されたあと、売られるか捨てられます。

3 自行车的交通规则

川崎区发生了多起自行车事故。为不遭遇交通事故、不交通肇事，请遵守交通规则<关于交通的规定事宜>和公共守则<虽然没有规定但是大家要遵守>。

规则①

汽车道，原则上左侧行驶
步行道是例外，步行者优先



规则②

在交叉路口要遵守信号和一时暂停，确认安全

规则③

夜间行驶要点灯

规则④

禁止饮酒驾驶



规则⑤

戴头盔

4 禁止停放自行车等

自行车、摩托车不能在道路上乱停放。道路上乱停放的自行车、摩托车会被移除，在保管所保管1个月后被卖掉或处理掉。

川崎区役所等的业务窗口一览

X

加入・脱退 ※住民票記載事項の変更を伴わないもの	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
被保険者証(保険証)	
保険料の支払い・支払いの相談	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
高額療養費の支給	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
葬祭費の支給	
出産育児一時金の支給	
国民年金	窓口・問合せ先
加入・脱退	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3155
保険料の免除などの相談	
子育て	窓口・問合せ先
母子健康手帳・妊婦検診	川崎区役所地域支援課(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
両親学級	
出生届	川崎区役所区民課(川崎区東田町8) ☎044-201-3145
出産育児一時金の支給	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
児童手当	川崎区役所区民課(川崎区東田町8) ☎044-201-3141
小児医療費助成	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3277
ひとり親家庭医療費助成	
小児ぜん息・成人ぜん息 ※新規申請の受付は終了しました	川崎区役所地域ケア推進課(川崎区東田町8) ☎044-201-3228

加入・退出 ※不伴同住民票記載事項変更の事宜	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
被保険者証(保険証)	
保険費の繳納・繳納の咨询	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
高額疗养費の支付	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
葬費の支付	
分娩育児一次性津貼	
国民养老金	窓口・询问处
加入・退出	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3155
保険費の免除等的咨询	
育児	窓口・询问处
母子健康手册・孕妇体检	川崎区役所地区支援科(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
父母班级	
出生申报	川崎区役所区民科(川崎区東田町8) ☎044-201-3145
分娩育児一次性津貼	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3151
儿童津貼	川崎区役所区民科(川崎区東田町8) ☎044-201-3141
小儿医疗费补助	川崎区役所保険养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3277
单亲家庭医疗费补助	
小儿哮喘・成人哮喘 ※新申请的受理已经结束	川崎区役所地区护理推进科(川崎区東田町8) ☎044-201-3228

児童扶養手当	川崎区役所児童家庭課(川崎区東田町8) ☎044-201-3219
新生児訪問	川崎区役所地域支援課(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
乳幼児健診	
離乳食の相談	
こども・子育て相談	
保育園・幼稚園などの案内	川崎区役所児童家庭課(川崎区東田町8) ☎044-201-3219
保育園入所の申請・相談	
子育てサロン	川崎区役所地域支援課(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
母親クラブ	
教育	
窓口・問合せ先	
小学校・中学校	川崎区役所区民課(川崎区東田町8) ☎044-201-3141
日本語を母語としない 子どもの相談	川崎区役所学校・地域連携担当(川崎区東田町8) ☎044-201-3325
高齢者	
窓口・問合せ先	
健康・介護予防	川崎区役所地域支援課(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
福祉サービス	川崎区役所高齢・障害課(川崎区東田町8) ☎044-201-3080
介護認定・給付	川崎区役所高齢・障害課(川崎区東田町8) ☎044-201-3282
介護保険の保険料支払い	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
後期高齢者医療制度	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3277

児童抚养津貼	川崎区役所児童家庭科(川崎区東田町8) ☎044-201-3219
訪問新生児	川崎区役所地区支援科(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
婴幼儿体检	
婴儿食品的咨询	
孩子・育儿的咨询	
保育園・幼儿园等的介绍	川崎区役所児童家庭科(川崎区東田町8) ☎044-201-3219
保育園入園の申請・咨询	
育儿沙龙	川崎区役所地区支援科(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
母亲俱乐部	
教育	
窓口・询问处	
小学・中学	川崎区役所区民科(川崎区東田町8) ☎044-201-3141
日语非母语儿童的咨询	川崎区役所学校・地区协作主管(川崎区東田町8) ☎044-201-3325
高齢者	
窓口・询问处	
健康・介護预防	川崎区役所地区支援科(川崎区東田町8) ☎044-201-3214
福利服务	川崎区役所高齢・残疾科(川崎区東田町8) ☎044-201-3080
护理(看护)认定・支付	川崎区役所高齢・残疾科(川崎区東田町8) ☎044-201-3282
护理(看护)保险的保险费的缴纳	川崎区役所保险养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
后期高齢者医疗制度	川崎区役所保险养老金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3277

後期高齢者医療制度の 保険料支払い	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
障害	窓口・問合せ先
身体障害・知的障害の相談	川崎区役所高齢・障害課(川崎区東田町8) ☎044-201-3215
精神障害の相談	川崎区役所高齢・障害課(川崎区東田町8) ☎044-201-3213
重度障害者医療費助成	川崎区役所保険年金課(川崎区東田町8) ☎044-201-3277
衛生	窓口・問合せ先
感染症(結核・インフルエンザ等) の相談	川崎区役所衛生課(川崎区東田町8) ☎044-201-3223
エイズ・肝炎の検査の相談	川崎区役所衛生課(川崎区東田町8) ☎044-201-3204
犬の登録・狂犬病の予防注射	川崎区役所衛生課(川崎区東田町8) ☎044-201-3222
犬・猫の飼い方相談	
ネズミ・害虫(ダニやゴキブリな ど)の相談	川崎区役所衛生課(川崎区東田町8) ☎044-201-3223
道路・公園・放置自転車	窓口・問合せ先
道路・公園の相談	道路公園センター(川崎区大島1-25-10) ☎044-244-3206
放置自転車の撤去	
税金	窓口・問合せ先
市税の支払い	かわさき市税事務所納税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3890

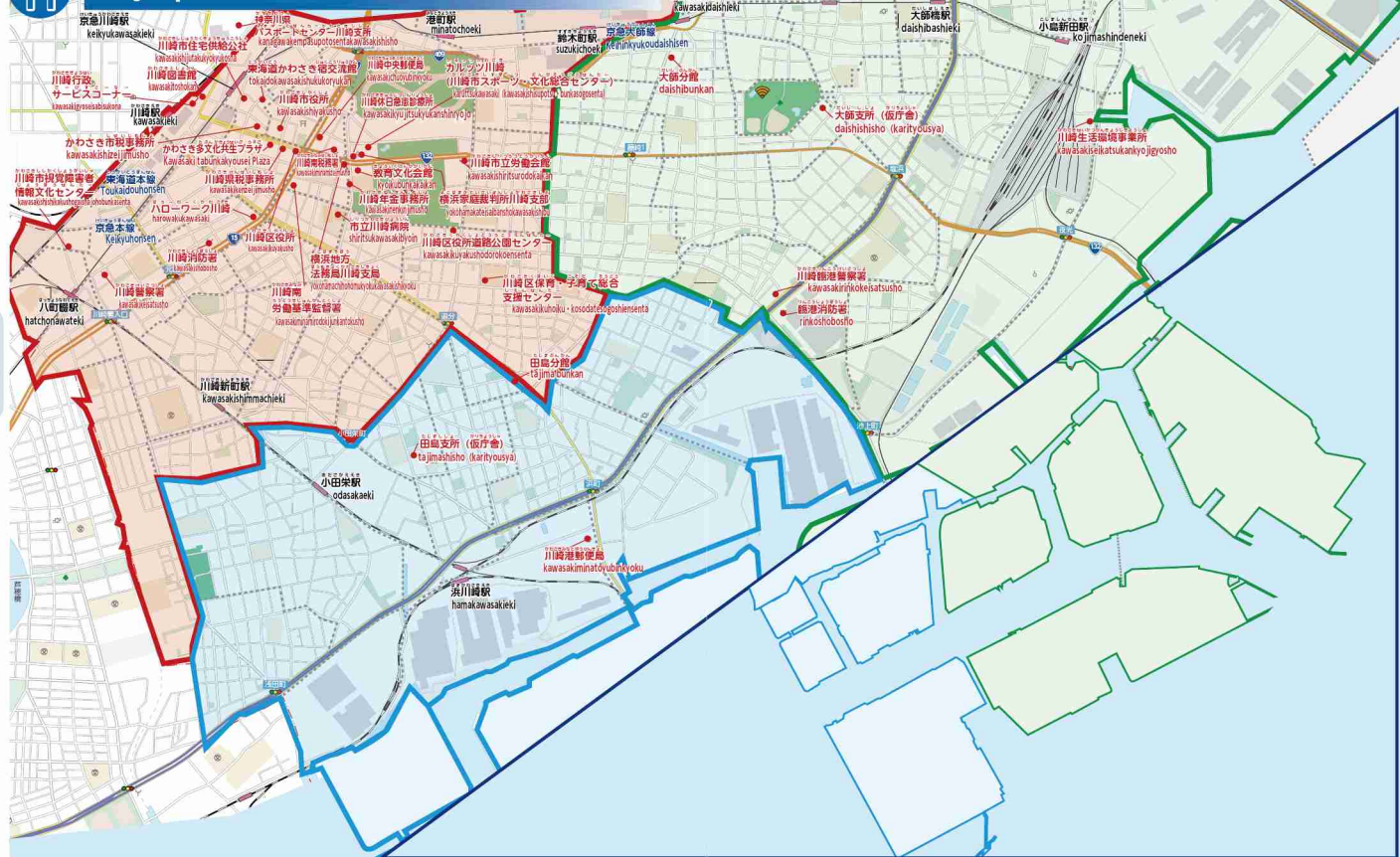
後期高齢者医療制度の保険料の 缴纳	川崎区役所保険年金科(川崎区東田町8) ☎044-201-3153
残疾	窓口・询问处
身体残疾・智力残疾的咨询	川崎区役所高齢・残疾科(川崎区东田町8) ☎044-201-3215
精神残疾的咨询	川崎区役所高齢・残疾科(川崎区东田町8) ☎044-201-3213
严重残疾者医疗费补助	川崎区役所保険年金科(川崎区东田町8) ☎044-201-3277
卫生	窓口・询问处
传染病(结核・流行性感冒等)的咨询	川崎区役所卫生科(川崎区东田町8) ☎044-201-3223
艾滋病・肝炎检查的咨询	川崎区役所卫生科(川崎区东田町8) ☎044-201-3204
狗的登録・狂犬病的疫苗注射	川崎区役所卫生科(川崎区东田町8) ☎044-201-3222
狗・猫的饲养人的咨询	
老鼠・害虫(螨虫和蟑螂等)的咨询	川崎区役所卫生科(川崎区东田町8) ☎044-201-3223
道路・公園・放置自行车	窓口・询问处
道路・公园的咨询	道路公园中心(川崎区大岛1-25-10) ☎044-244-3206
放置自行车的撤走	
税金	窓口・询问处
市税的缴纳	川崎市税事務所納税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3890

住民税	かわさき市税事務所市民税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3882
軽自動車税	かわさき市税事務所市民税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3963
固定資産税・都市計画税(土地)	かわさき市税事務所資産税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3956
固定資産税・都市計画税(家屋)	かわさき市税事務所資産税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3958
納税証明書・課税額証明書・非課税証明書	かわさき市税事務所市民税課(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3962
その他	窓口・問合せ先
生活保護	川崎区役所保護第1課～第4課(川崎区東田町8) ☎044-201-3288
特定医療費(指定難病)	川崎区役所地域ケア推進課(川崎区東田町8) ☎044-201-3228
自転車の交通ルール	川崎区役所危機管理担当(川崎区東田町8) ☎044-201-3134 大師支所(川崎区台町26-7) ☎044-271-0126 田島支所(川崎区田島20-23) ☎044-322-1975
地震や大雨に備える	川崎区役所危機管理担当(川崎区東田町8) ☎044-201-3327 大師支所(川崎区台町26-7) ☎044-271-0126 田島支所(川崎区田島20-23) ☎044-322-1975
大師支所・田島支所からオンラインでできる相談	予約・問合せ先
公害健康被害認定者やぜん息患者の申請に関する相談	川崎区役所地域ケア推進課 ☎044-201-3228

居民税	川崎市税事務所市民税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3882
小排量汽车税	川崎市税事務所市民税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3963
固定資産税・城市规划税(土地)	川崎市税事務所资产税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3956
固定資産税・城市规划税(房屋)	川崎市税事務所资产税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3958
纳税证明书・课税额证明书・非课税证明书	川崎市税事務所市民税科(川崎区砂子1-8-9) ☎044-200-3962
其它	窓口・询问处
生活保护	川崎区役所保护第1课～第4课(川崎区东田町8) ☎044-201-3288
特定医疗费(指定难病)	川崎区役所地区护理推进科(川崎区东田町8) ☎044-201-3228
自行车的交通规则	川崎区役所危机管理主管(川崎区东田町8) ☎044-201-3134 大师支所(川崎区台町26-7) ☎044-271-0126 田岛支所(川崎区田岛20-23) ☎044-322-1975
为地震和大雨做准备	川崎区役所危机管理主管(川崎区东田町8) ☎044-201-3327 大师支所(川崎区台町26-7) ☎044-271-0126 田岛支所(川崎区田岛20-23) ☎044-322-1975
大师支所・田岛支所可在线咨询	预约、咨询处
公害健康被害认定者和哮喘患者的申请相关咨询	川崎区役所地区护理推进科 ☎044-201-3228

子どもに関する相談や、妊娠・出産、健康に関する相談	川崎区役所地域支援課 ☎044-201-3064
保育所などの利用や、児童扶養手当に関する相談	川崎区役所児童家庭課 ☎044-201-3074
介護保険、高齢者福祉、障害者福祉に関する相談	川崎区役所高齢・障害課 ☎044-201-3282(介護保険) ☎044-201-3205(高齢者福祉) ☎044-201-3248(障害者福祉)
<注意事項> ・オンライン相談には予約が必要です。 ・1回あたりの相談時間は最大30分です。 ・相談ができるのは、大師支所管内か田島支所管内に住んでいる人です。 <相談場所> ・大師支所管内に住んでいる人…大師支所(川崎市台町26-7) ・田島支所管内に住んでいる人…田島支所(川崎市田島20-23)	

育児咨询、怀孕、生育、健康相关咨询	川崎区役所地区支援科 ☎044-201-3064
保育所等的利用和儿童抚养津贴相关咨询	川崎区役所儿童家庭科 ☎044-201-3074
护理保险、老年人福利、残障者福利相关咨询	川崎区役所高龄・残疾科 ☎044-201-3282(护理保险) ☎044-201-3205(老年人福利) ☎044-201-3248(残障者福利)
<注意事項> ・在线咨询需要预约。 ・每次咨询时间最多30分钟。 ・大师支所辖区和田岛支所辖区居住者可预约咨询 <咨询场所> ・大师支所辖区居住者 ・田岛支所辖区居住者	

[illegible]

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]